

(案)

三河港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成27年2月

三河港港湾管理者
愛 知 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成23年3月 第32回愛知県地方港湾審議会
- ・ 平成23年4月 交通政策審議会第41回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成26年10月 第36回愛知県地方港湾審議会

の議を経た三河港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

I. 変更理由	1
II. 港湾施設の規模及び配置	2
II-1. 臨港交通施設計画	2
III. 港湾の環境の整備及び保全	3
III-1. 港湾環境整備施設計画	3
IV. 土地造成及び土地利用計画	4
IV-1. 土地利用計画	4

I. 変更理由

- 1 港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、大塚地区において臨港交通施設計画を変更する。
- 2 大塚地区において、良好な自然環境に恵まれた緑地や教育関連施設の機能強化を図るため、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

Ⅱ. 港湾施設の規模及び配置

Ⅱ－１. 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

道路

臨港道路海陽 1 号線 [既設の変更計画]

起点 国道 2 3 号

終点 臨港道路海陽 2 号線 4 車線

臨港道路海陽 3 号線 [新規計画]

起点 国道 2 3 号

終点 臨港道路海陽 1 号線 4 車線

既設

臨港道路海陽 1 号線

起点 国道 2 3 号

終点 臨港道路海陽 2 号線 4 車線

Ⅲ. 港湾の環境の整備及び保全

Ⅲ－１. 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

- (1) 大塚地区において、水辺の特性を活かした港湾空間の環境整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

大塚地区 緑地 1 h a [新規計画]

IV. 土地造成及び土地利用計画

大塚地区において、良好な自然環境に恵まれた緑地や教育関連施設の機能強化を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

IV-1. 土地利用計画

土地利用計画

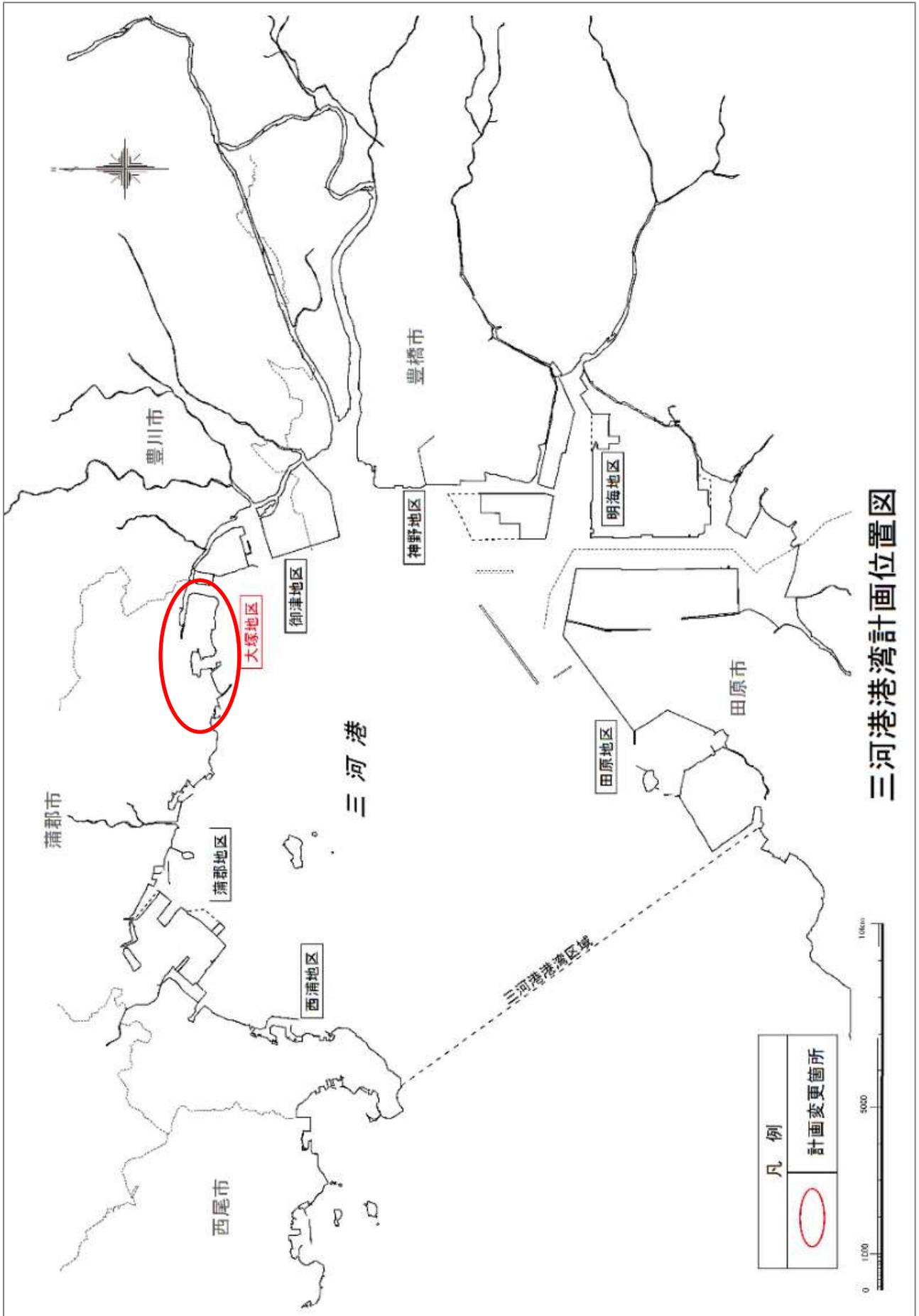
(単位：ha)

用途 地区名	交流厚生 用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
大塚地区	(102) 102	21	(8) 8	(15) 15	(125) 146

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。



三河港港湾計画図（大塚地区）



凡 例	
	航路・泊地 (既設)
	公共船揚場 (既設)
	小型さん橋 (既定計画)
	小型さん橋 (既設)
	防波堤 (既設)
	その他の用地 (今回計画)
	交通機能用地 (既設)
	交通機能用地 (臨港道路) (既設)
	緑地 (今回計画)
	緑地 (既設)
	海浜 (既設)

S = 1 : 20,000

